

規則名	理由	要旨
奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う整備</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い地方教育行政の組織及び運営に関する法律に条ずれが生じるため、同法を引用する箇所の整備を行う。</p> <p>（第1条関係、第3条関係、第4条関係、第5条関係）</p>	<p>1 施行期日 令和2年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>



奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十八年五月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

第二条第一項中「第四十七条の六第四項」を「第四十七条の五第四項」に改める。

第四条第二項中「第四十七条の六第七項」を「第四十七条の五第七項」に改める。

第五条第二項第三号中「第四十七条の六第二項第三号」を「第四十七条の五第二項第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照

表

改 正 案		現 行
	(趣旨)	(趣旨)
第一条	この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。	第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。
2 2	(基本的な方針の承認) 第三条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第四十七条の五第四項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。 一(五) 略	(基本的な方針の承認) 第三条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、法第四十七条の六第四項に規定する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。 一(五) 略
3 3	(教育委員会等に対する意見) 第四条 略 前項の意見について、法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であつて、職員個人を特定しない一般的なものとする。	(教育委員会等に対する意見) 第四条 略 前項の意見について、法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の教育上の課題を踏まえた事項であつて、職員個人を特定しない一般的なものとする。
4 4	(組織) 第五条 略 2 委員は、次に掲げる者の中から校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第一号から第三号までに掲げる者については、必ず委員に含めなければならない。 一及び二 略 三 法第四十七条の五第二項第二号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者	(組織) 第五条 略 2 委員は、次に掲げる者の中から校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、第一号から第三号までに掲げる者については、必ず委員に含めなければならない。 一及び二 略 三 法第四十七条の六第二項第二号に規定する対象学校の運営に資する活動を行う者

四八略 改正案	現行
------------	----